

消費者被害防止のため消費生活センターの取り組みにご協力ください

消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の取り組みにご協力ください。(いずれも無料で利用いただけます。)

1 利用者から相談を受けたら・・・消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。

利用者から相談を受けた場合は、消費生活センターをご案内ください。

○電話(月～土曜日 9:00～16:30)相談専用 **043-207-3000**

○来所(月～金曜日 9:00～16:30)中央区弁天1-25-1暮らしのプラザ2F

○インターネット 24時間受付

千葉県 インターネット 消費生活相談

検索

※電話・来所相談は、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。いずれも、市内に在住・在勤・在学の方が対象です。

2 事業所の職員研修等に・・・くらしの巡回講座

15名以上の方を対象に、消費者トラブルなどの講座を実施しています。事業所での研修等にご利用ください。(詳しくは裏面をご覧ください)

もっと知りたい方は[ホームページ](#)もしくは
[千葉県消費生活センター 消費者教育班](#)まで
所在地：千葉市中央区弁天1-25-1
電話：043-207-3602
FAX：043-207-3111



千葉県消費生活センター
ホームページ



くらしの巡回講座


消費生活に必要な知識を学んでいただくために、地域の集まりや講座や講演会などに講師を派遣します。

**対象集会
会場
日時等**

市内に在住・在勤・在学の概ね15人以上のグループ・団体
 申込者側でご用意ください（当センターの諸室も無料で利用できます）。
 月～日曜日（12月29日から翌年の1月3日までを除く）
 午前9時から午後5時30分までで、所要時間は30分～2時間
 ※上記以外の実施については、ご相談ください。
 ※他団体の申込状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

**費用
申込み**

無料（講師への謝礼、交通費は不要です）
 開催希望日の2か月前までに、裏面の申込書を郵送又はFAX送信でお申し込みください。なお、電子申請も受け付けていますので、ホームページをご確認ください。
電話:043-207-3602 FAX:043-207-3111
URL: <https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/shohi/jyunkaikouza.html>

千葉市 巡回講座 QRコードはこちら 

令和2年度（実施予定）くらしの巡回講座のテーマ

●消費者トラブルの防止 所要時間:30分～2時間

- (1) 小・中学生向け講座 「みんなで目指そう カシコイ消費者」
- (2) 高校生向け講座 「消費者トラブルの予防と対策」
- (3) 成人向け講座 「悪質商法の手口と対処法」
- (4) シニア向け講座 「悪質商法の手口と対処法」
- (5) 見守り活動者向け講座 「悪質商法から高齢者を守ろう！」
- (6) 知っておきたい！製品事故に関する豆知識



●くらしに役立つ消費生活情報

講師協力:パナソニック(株)

◎大人向け講座 所要時間:90分～2時間

- (7) 省エネ・節電！上手な電気の使い方
- (8) 我が家の防災対策～地震・風水害（台風）・雷・火災対策～
- (9) 住まいの安全対策～意外と多い家の中の危険～



◎親子で学べる講座 所要時間:60分

- (10) 「地球環境と省エネ」～上手な電気の使い方～
- (11) 「防災講座」～いざという時に備えましょう～
- (12) 「“お家の安全”について」～知らなきゃあぶないお家の中の常識～



※対象：小学校4～6年生（保護者同伴）。ワークショップを取り入れた内容です。

上記テーマについては、今後変更になる可能性があります。お申込みの際はホームページで最新の状況をご確認ください。